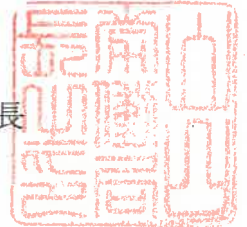




山口労発雇均 0512 第 1 号
令和 3 年 5 月 1 2 日

一般社団法人
山口県労働基準協会 会長 殿

山口労働局長



テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン並びに
人材確保等支援助成金（テレワークコース）の周知依頼について

厚生労働行政の推進につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、テレワークにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、多くの企業において新たに実施いただいておりますが、ウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応した働き方であると同時に、働く時間や場所を柔軟に活用することのできる働き方であり、働き方改革の推進の観点からも、使用者が適切に労務管理を行い、労働者も安心して働くことができる良質なテレワークの導入・定着を図ることが重要です。

このため、昨年末に取りまとめられた「これからのテレワークでの働き方に関する検討会」報告書、成長戦略会議の実行計画（令和 2 年 12 月 1 日成長戦略会議決定）、当面の規制改革の実施事項（令和 2 年 12 月 22 日規制改革推進会議決定）においては、一層のテレワークの普及・促進に資するようテレワークガイドラインの改定等を行うものとされているところです。

このような状況を踏まえ、良質なテレワークの一層の普及・促進のため、厚生労働省では、平成 30 年に策定した「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を、別添 1 の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（雇用型テレワークガイドライン）に改定し、併せて、企業の皆様がテレワークを適切に導入及び実施する際の御参考となるよう、別添 2 のパンフレットを作成いたしました。

また、良質なテレワークを新規導入し、実施する中小企業事業主の方に対して、テレワークの導入に要した経費の一部を助成する「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」を創設し、この助成金の御案内として別添 3 のリーフレットを作成いたしました。

つきましては、かかる趣旨を御理解いただき、貴団体傘下の団体及び企業の皆様に、別添ガイドラインのパンフレット及び助成金のリーフレットの内容を周知いただきますよう、特段の御支援と御協力をお願い申し上げます。



(参考)

・令和3年3月25日にテレワークガイドラインが改定されました（厚生労働省HPへリンク）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html

・人材確保等支援助成金（テレワークコース）が創設されました（厚生労働省HPへリンク）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

【担当】

山口労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進管理官 中原

室長補佐 佐伯

企画主任 関根

電話 083-995-0390